



# 補助金制度

チャレンジ留学

～HYOGO 若者「海外武者修行」応援プロジェクト～

---

大学1年生等対象

---

## 令和8年度 募集要項

※令和8年3月下旬予定の県議会の予算議決をもって実施を決定  
高校生等は【高校生等対象】の募集要項をご覧ください。

令和8年2月  
兵庫県産業労働部国際局国際課

# 募集要項

1	プロジェクトの概要	2 ページ
2	年間スケジュール	5 ページ
3	補助対象者	6 ページ
4	補助対象経費	8 ページ
5	補助金額・補助率	9 ページ
6	補助件数・補助対象期間	10 ページ
7	応募方法	11 ページ
8	応募書類・補助金交付申請書類	13 ページ
9	選考について	17 ページ
10	お知らせ・お願い	17 ページ

# 1 プロジェクトの概要

## チャレンジ留学～HYOGO 若者「海外武者修行」応援プロジェクト～とは？

留学先で個々の学びを深めるためにチャレンジする若者を、兵庫県が企業・団体等の皆さんと協働で支援することで、若者の留学をより一層促進し、グローバルな視点・能力を育成していくプロジェクトです。

また、兵庫県のアンバサダーとして、兵庫県の魅力を発信する活動を行うなど、兵庫を舞台に国際的に活躍する若者の育成につなげていくものです。

## プロジェクトに参加するには？

留学する**大学1年生等**が、**自分自身で留学計画を立案・作成**してください。留学先は、安全が確保される地域<sup>※</sup>であれば、**制限はありません。**（言語も含む）

その際、自身の興味・関心に基づいて留学先での課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と協働したりしながら取り組むなど、世界水準に触れ、将来のキャリア形成に活かしてください。

自らが考え、責任をもって行動する体験から、将来の兵庫県を担う人材の礎となるほか、海外での兵庫ファンを生み出すアンバサダーとしての活躍を期待しています。

### ※ 安全が確保される地域とは？

外務省の「海外安全ホームページ」にて、必ず危険情報一覧及び留学希望先の危険レベルを確認してください。危険レベル2以上の国・地域への留学は補助対象外です。危険情報が発出されていないところであれば、留学先の国・地域は問いません。**留学者個人等の責任で渡航し、常に安全に関する情報収集のうえ、留学先では安全な行動をとってください。**

- 外務省領事局 領事サービスセンター  
TEL: (代表) 03-3580-3311 (内線: 2902、2903)  
外務省の閉庁日を除く 9:00～12:30, 13:30～17:00  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)
- 外務省「海外安全ホームページ」  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 文部科学省「高等学校等における海外留学に関する危険ガイドライン」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext\\_02524.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/mext_02524.html)

## 留学先ではどんな活動をすれば良いですか？

以下の活動例から、あなたの「学びたい」「極めたい」分野を選択して、自由に取り組みを行ってください（他の分野や、組み合わせも可能です）。

### 【活動例】

 <b>スポーツ</b>	・プロ育成アカデミーに参加し、現地でスキルアップ
 <b>芸術</b>	・ダンスチーム、有名楽団、アトリエ等、現地で実習
 <b>社会貢献</b>	・SDGs の課題解決や防災・減災の比較研究活動
 <b>地域産業</b>	・農場等での実地研修に参加
 <b>ビジネス</b>	・最新テクノロジー施設等で調査研究
 <b>その他</b>	・上記にかかわらず、自身で開拓して、学びたい、極めたい分野で応募してください



### 兵庫県のアンバサダー活動

- ・自作のチラシ、ポスターを配布し、兵庫県を PR
- ・兵庫県の特産品をつかった和食をふるまう
- ・留学先の学校の授業で兵庫県の魅力をプレゼン
- ・留学経験を在籍大学や地域の学生に伝える 等

## 兵庫県のアンバサダーとは？

兵庫県の魅力ある施設や特産品、文化や自身の出身地の特色等を海外や国内で発信するとともに、帰国後もその経験を在籍大学の学生や地域に伝える役割を担います。

兵庫県の魅力がより効果的に伝えられる方法を考え、積極的な交流・発信をしてください。また帰国した後、留学での様々な経験等を、在籍大学や地域の学生・生徒等に伝えるなどの取り組みを行ってください。

## 留学先で、情報を発信し、より理解力を高めるためには？

兵庫県のアンバサダーとして活動するため、留学に先立ち、ご自身が興味・関心を持つ「**ひょうごフィールドパビリオン**」※（兵庫県の魅力ある施設や特産品等）を複数体験していただくことを課題としています。

### ※ 「ひょうごフィールドパビリオン」とは？

地域の「活動の現場そのもの（フィールド）」を、地域の方々が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験していただく取組です。

現在、第10次認定プログラムまで、県内270か所が認定されています。

【参考】 「ひょうごフィールドパビリオン」の展開



<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/fieldpavilion-top.html>

英語版概要

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/documents/field-pavilion-e.pdf>

## 最終合格された方へのご注意

合格された方々には、下記の手順で「ひょうごフィールドパビリオン」を事前体験していただき、留学前研修会（6月下旬開催予定）にて、体験結果等を発表していただく予定です。

選考結果の通知から留学前研修会当日まで、期間が大変短いため、計画的に体験をお願いします。

- ① 体験したい体験先を以下ホームページから選択  
(<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/program/list/>)
- ② 選択した体験先の連絡先や開催時期等を確認  
(予約が必要な場合は、ご自身で予約をしてください。)
- ③ ご自身の都合に合わせて体験日を調整
- ④ 体験先を訪問・体験



留学中、現地でのPR活動等兵庫県のアンバサダーとして活動が行えるように、事前に下調べ等した上で体験してください。なお、体験当日は、撮影が許可されているところを写真や動画にて積極的に記録してください。

## 2 年間スケジュール

### プロジェクトはどのような年間スケジュールですか？

プロジェクトは1年を通して、下表のスケジュールで実施します。スケジュールは全て予定ですので、変更する場合があります。



### 選考された大学生が参加する行事はありますか？

選考された大学生等には**壮行会・留学前研修会**（6月下旬 日曜日）と**帰国後報告会**（11月以降 日祝日）に参加していただきます。どちらも神戸市内にて、1日程度、参集形式で実施予定です。合格された大学生等には、別途詳細をご案内します。

### 行事参加に向けて準備するものはありますか？

留学前研修会では、留学計画や事前に体験したひょうごフィールドパビリオンの結果等、帰国後報告会では、個々の学びの成果やアンバサダー活動の成果等を発表していただきます。プレゼン資料（パワーポイント2枚程度）の提出が必要ですので、計画的に準備を進めてください。

発表内容	
留学前研修会	①留学しようと思ったきっかけ、将来の夢や目標等 ②現地での活動内容・計画 ③事前体験したひょうごフィールドパビリオンの感想 ④兵庫県アンバサダーとしての兵庫の魅力紹介の方法
帰国後報告会	①留学先の紹介 ②現地での活動内容 ③兵庫県アンバサダーとしての兵庫の魅力紹介の内容 ④夢や目標を達成するための今後の取組 ⑤留学経験を在籍大学や地域で発信するための今後の取組

### 3 補助対象者

#### 留学対象者、補助対象者は？

留学対象者は、令和8年度に（1）～（2）全ての要件を満たす大学1年生等になります。補助金の補助対象者についても、留学対象者（大学1年生等）本人になります。

（1）大学1年生等が以下の各要件を満たすこと

大学生等の要件	
①	兵庫県内に所在地を有する国公立の大学等に在籍する1年生の者 (短期大学、専門職大学の1年生、高等専門学校4年生の方も対象です)
②	平成18年4月2日から平成20年4月1日までに出生した者 (高等学校等を初めて卒業した年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者)
③	概ね令和8年7月1日から令和8年8月31日までに海外留学を開始する者とし、活動内容の実施に必要性が認められる場合は、当該期間以外も含む。
④	留学終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者または卒業を目指す者
⑤	これまでに当プロジェクト(旧名:「高校生チャレンジ留学～HYOGO高校生「海外武者修行」応援プロジェクト～」)の支援を受けていない者
⑥	留学前にフィールドパビリオン(兵庫県の魅力ある施設や特産品等)を複数体験し、兵庫県のアンバサダーとして、魅力を発信できる者
⑦	プロジェクトにおいて国際課が主催する留学前研修会と帰国後報告会に参加できる者

(2) 大学1年生等の生計維持者<sup>※</sup>が応募締切日（令和8年4月24日）において兵庫県内に住所を有すること

※**生計維持者**とは？

- ①大学生等の「生計維持者」は、父母がいる場合は原則として父母（2名）となります。
- ②父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その方が「生計維持者」です。
- ③父母ともにいない場合は、大学生等本人の学費や生活費を負担している方（複数いるときは主たる負担者）1名が「生計維持者」となり、そのような方がいない場合や社会的養護を必要とする方（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、大学生等本人が「生計維持者」となります。

※ 上記①、②の場合、大学生等本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

※ 上記①で、生計維持者の一方が勤務地の関係（単身赴任等）で別居し、兵庫県外に居住している場合、もう一方の生計維持者の在住要件を満たすことができる場合は対象となります。



**応募にあたってのご注意①**

- 大学生等の生計維持者の県内在住要件は、住民票に記載されている住所により確認・判断します。
- 最終合格された方には面接選考結果通知後、1週間後を目途に住民票の提出をしていただきます。
- 住民票確認の結果、要件に該当しないことが判明した場合は、合格の取消しとなり、支援をすることができません。

## 4 補助対象経費

### 対象になる経費は何ですか？

補助対象となる経費は、留学を行うための準備から、実際の滞在期間に必要な次の経費となります。

※留学先での安全確保の為、海外旅行傷害保険へは必ず加入して下さい。また、救援費用を含んだプランの加入を推奨しています。

経 費 (例)
・ 往復航空券 (エコノミークラス 1 往復分に限る)
・ 留学計画の実施に必要な研修費、施設利用費 (現地語学学校の受講料・学費等を含む)
・ 宿泊費 (ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用)
・ 海外旅行傷害保険 等

以上の経費で補助金対象経費の合計額が 50 万円を超える場合、超過分の経費については、申請不要です。

#### 申請例

経費	金額 (円)
海外往復航空券	150,000
現地学校受講料	200,000
ホームステイ費用	140,000
海外旅行傷害保険料	15,000
旅券・査証取得手続諸費用	11,300
合計	516,300

対象経費として  
申請してください  
(合計 505,000 円)

・・・申請不要です

その他、旅券・査証取得手続諸費用、予防接種費、自宅から国際空港までの国内交通運賃 (1 往復分)、受入国の国際空港から受入機関先までの国内交通運賃 (1 往復分)、空港税、燃油サーチャージ及び出国手続諸費用等も対象となります。

## 対象にならない経費は何ですか？

以下の経費については、**補助対象外**となります。

対象外となる経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留学先現地での交通費 ※受入国の国際空港から受入機関先までの国内交通運賃（1往復分）を除く</li> <li>・ 兵庫県の「職員等の旅費に関する条例」で規定する1泊あたりの宿泊費の超過分の額</li> <li>・ ひょうごフィールドパビリオンプログラム体験費用、交通費</li> <li>・ 兵庫県のアンバサダー活動に伴う経費（商品の購入代等）</li> <li>・ 留学前研修会、帰国後報告会の参加交通費</li> </ul>

また、以下の経費についても補助対象外となりますので、ご注意ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の目的に合致しないもの</li> <li>・ 必要な経理書類（レシート・領収書等）を用意できないもの</li> <li>・ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の購入に係る経費</li> <li>・ 文房具、その他事務用品等の消耗品代</li> <li>・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待などの費用</li> <li>・ 自家用車での移動に要する費用</li> <li>・ 各種キャンセルに係る取引手数料等</li> <li>・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金</li> <li>・ 補助対象期間外に支払を行ったもの</li> <li>・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費</li> </ul>
--

ご不明な経費については、兵庫県国際課までお問い合わせください。

## 5 補助金額・補助率

### 補助金額と補助率はいくらですか？

補助金は、**50万円を上限に、定額支給**します。補助金の申請は1大学生等につき1回限りとして、補助金も大学生等本人に対して支給されます。

補 助 率	定額						
補 助 金 額	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #a0c0ff;">補 助 対 象 経 費</th> <th style="background-color: #a0c0ff;">補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円以上～ (500,000円～)</td> <td style="text-align: center;">定額50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0円～50万円未満 (0円～499,999円)</td> <td style="text-align: center;">補助対象経費相当</td> </tr> </tbody> </table>	補 助 対 象 経 費	補 助 金 額	50万円以上～ (500,000円～)	定額50万円	0円～50万円未満 (0円～499,999円)	補助対象経費相当
	補 助 対 象 経 費	補 助 金 額					
	50万円以上～ (500,000円～)	定額50万円					
0円～50万円未満 (0円～499,999円)	補助対象経費相当						

## 6 補助件数・補助対象期間

### 補助金は何件支払われますか？

令和8年度実施分は、大学生1年生等は5件程度になります。

### いつからの経費が、補助の対象となりますか？

補助の対象期間は、令和8年4月1日から、留学終了日<sup>※</sup>までの経費とします。補助対象経費の領収書・レシートの日付が令和8年4月1日以降から、留学終了日の経費が補助の対象となります。

また、留学活動内容や兵庫県アンバサダー活動とは直接関係のない活動を行った場合、その期間の経費は、航空券代を含めて補助対象外になる場合があります。

#### ※ 「留学終了日」とは？

留学先から自宅まで一連の移動を行った場合の帰宅日とします。次のような計画の場合、8月26日が留学終了日となります。

7月25日	7月26日	・・・	8月24日	8月25日	8月26日
自宅出発 →関西国際空港発 →〇〇国際空港発着 →△△空港着 →ホームステイ先着	留学先での活動開始	(中略)	留学先での活動終了	ホームステイ先発 →△△空港発 →〇〇国際空港発着	→関西国際空港着 →自宅着

#### 補助対象外となる例

次の計画の7月26日のように、留学の行程前後に異なる目的の行程を含む場合等、留学活動内容や兵庫県のアンバサダー活動等を行っていないと判断される場合は、それに関する経費は補助対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

7月25日	7月26日	7月26日	7月26日	・・・
自宅出発 →関西国際空港発 →〇〇国際空港着	■ ■ 島で観光 →〇〇国際空港発	→△△空港着 →ホームステイ先着	留学先での活動開始	(以下略)

## 7 応募方法

### どのように応募すれば良いですか？

応募は以下の手順に従って、**大学1年生等の本人**が**応募登録及び申込書類提出の両方**を行う必要があります。どちらか一方の手続きのみでは、応募完了となりません。

	手続きする方	所属校区分	手続き内容	期限
<b>STEP1</b>	大学1年生 本人	全員共通	Microsoft Formsより応募登録	4月24日(金) 正午まで
<b>STEP2</b>	大学1年生 本人	全員共通	電子申請システム「e-ひょうご」 より申込書類を提出	4月24日(金) 午後5時まで

#### STEP1 大学1年生等本人による応募登録

大学1年生等は応募の意思表示のため、Microsoft Forms から必要事項を入力の上、応募登録を行ってください。登録締切は、**令和8年4月24日(金)正午まで**です。

応募状況の取りまとめ等に必要な情報となりますので、内容をよくお確かめのうえ、正しく入力してください。

#### ● 応募登録はこちらから（※全員共通）

<応募登録フォーム> <https://forms.office.com/r/1DjRCvehLf>



#### STEP2 大学1年生等本人から兵庫県へ申込書類の提出

全ての申込書類を作成した大学1年生等は、兵庫県電子申請システム「e-ひょうご」から、兵庫県へ申込書類を提出してください。申込締切は、**令和8年4月24日(金)午後5時まで**です。

#### ● 申込書類等の提出はこちらから（※全員共通）

<電子申請システムフォーム>

[https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=2929](https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2929)



提出された申込書により、書類選考を行います。書類選考を通過した方には、面接選考を行います。書類選考・面接選考ともに、選考結果は大学生等本人へ電子メールで通知します。（～5月末）

最終合格された大学生等は、補助金交付申請書等を兵庫県産業労働部国際課あて、提出してください。（6月）

留学が終了した後、実績報告書等を提出していただき、活動内容が確認できたら補助金を支給します。（8～9月）

補助金の申請書類及び申請手順のフロー図は14ページをご覧ください。

### スケジュール（再掲）

令和8年2月下旬	・・・・・・・・	募集要項等公表（県国際課ホームページ）
3月下旬	・・・・・・・・	応募登録・申込書類提出受付開始
4月24日	・・・・・・・・	<b>正午</b> 応募登録締め切り
4月24日	・・・・・・・・	<b>午後5時</b> 申込書類提出締め切り
5月上旬	・・・・・・・・	書類選考
5月下旬	・・・・・・・・	面接選考（土日）
6月	・・・・・・・・	留学前研修会、補助金交付申請
7～9月	・・・・・・・・	留学
8～10月	・・・・・・・・	補助金実績報告
11月以降	・・・・・・・・	帰国後報告会

## 8 応募書類・補助金交付申請書類

### 応募書類と、添付する書類は何が必要ですか？

兵庫県産業労働部国際課のホームページに掲載している様式をダウンロードし、以下の申込書類を、兵庫県電子申請システム「e-ひょうご」で提出してください。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kokusaikoryu/challengeryugaku.html>



提出いただいた申込書類・添付書類等は返却いたしません。必要な書類がある場合は、コピー等で保存をお願いします。

#### (1) 応募にあたっての申込書類（※ 応募者全員）

<b>チェックリスト</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての欄にチェックがされているか確認してください。</li> <li>・各種申込書とあわせて提出してください。</li> </ul>
<b>申込書</b> (様式第1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全項目必須</li> <li>・詳細が確定していない箇所は「未定」と記載してください。</li> </ul>
<b>留学実施計画書</b> ※概要パワーポイント含む (別紙1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全項目必須</li> <li>・留学実施計画書は簡潔、かつ具体的に記載してください。</li> <li>・概要はパワーポイント（2枚以内）で作成してください。</li> </ul>
<b>経費見込一覧表</b> (別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積額が確定できない場合は、予定額で問題ありません。</li> </ul>

選考結果は大学1年生等本人へ電子メールでお知らせします。**PDF文書で送信予定**ですので、**メールアドレスを必ず入力してください**。お持ちでない方は、国際課までお知らせください。

#### 応募にあたってのご注意②

- 申込書・留学計画書・経費見込一覧表は、指定の様式に入力し、ワード形式の電子データで提出してください。
- 概要パワーポイントは、スライド2枚以内とし、文字の大きさは12ポイント以上、写真等画像を使用する場合は2つ以内としてください。(PDF等データの形式は問いません)
- 概要パワーポイントは、書類選考及び面接選考のプレゼンテーションにも使用いただけます。

## 補助金申請にはどのような書類が必要ですか？

以下 (1) ~ (3) の順番で申請してください。各種様式は5月末頃、ホームページに掲載し、合格された方へはメールでもお送りする予定です。以下の (1) ~ (3) の手続き等については、変更となる場合があります。詳細は選考後に、別途ご案内します。

### (1) 補助金交付申請での申請書類 (※ 最終合格者のみ)

最終合格された方は、以下の申込書類を、国際課へ直接郵送してください。申請者は、留学する大学1年生等本人になります。

郵送前に、申請書類等の内容確認のため、6月中旬頃までに事前にメール等でお送りいただく予定です。ご了承ください。

補助金交付申請書 (様式第1号)	
収支予算書 (別記)	
事業実施計画書 (別紙1)	
誓約書	
債権者登録書	
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書類一式になります。</li> <li>・ 兵庫県が指定する様式に記入してください。</li> <li>・ 様式はホームページにも掲載予定です。</li> <li>・ 記載例をよく確認のうえ、記載してください。</li> </ul>
留学内容が分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラムに参加する場合、日程表等</li> </ul>
申請者本人の身分証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所、氏名、生年月日がわかる身分証明書 (写し)</li> </ul>
申請者本人名義の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込希望口座の金融機関名、支店名、口座番号等が確認できるもの (紙通帳の場合、表紙と1、2ページ目必須)</li> <li>・ WEB通帳やネットバンキングの場合、上記内容がわかるページ</li> <li>・ 振込希望口座の名義人は、留学する大学1年生等本人にしてください。</li> </ul>
その他の補助金に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当プロジェクト以外の、他の留学に関する補助金等を受給する場合は、その内容が分かる書類</li> </ul>
海外旅行傷害保険に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入する海外旅行傷害保険の金額と補償内容 (補償額含む) がわかる書類</li> </ul>

(2) 補助金概算払いでの申請書類 (※ 最終合格者のうち希望する場合のみ)

海外往復航空券費用分のみ、概算払い（前払い）の請求が可能です。ご希望の場合は、以下の請求書を留学出発日の2週間前までに提出してください。

<b>補助金概算請求書</b> (様式第10号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県が指定する様式に記入してください。</li> <li>・申請は申請者本人（大学1年生等）が行ってください。</li> <li>・様式はホームページにも掲載予定です。</li> </ul>
-----------------------------	--

(3) 留学実績報告での書類 (※ 最終合格者のみ)

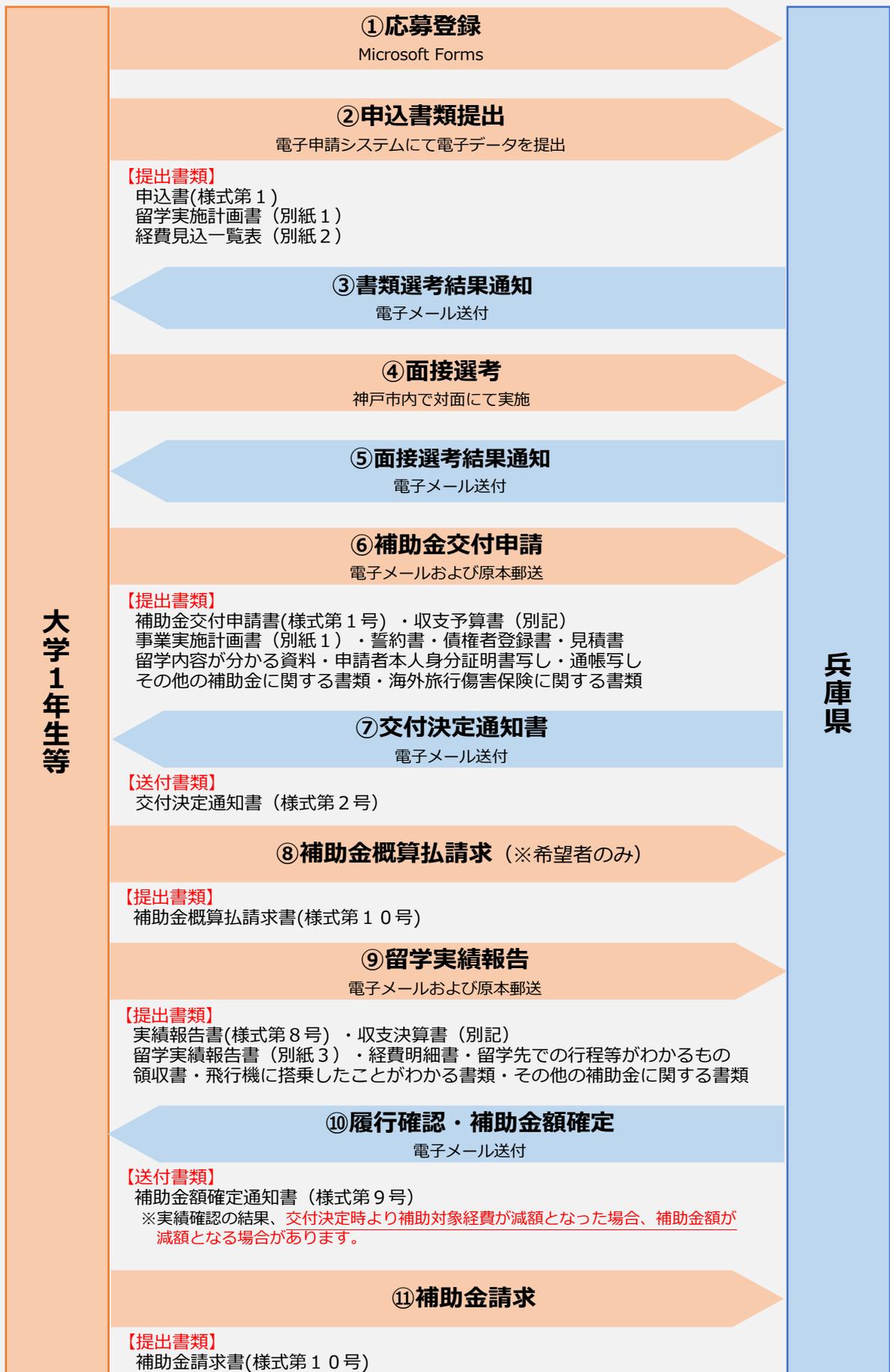
留学から帰国した方は、留学終了日から1カ月以内に、以下の実績報告書類を国際課へ直接郵送してください。申請者は、留学した大学1年生等本人になります。

郵送前に、提出書類等の内容確認のため、事前にメール等でお送りいただく予定です。ご了承ください。

<b>補助事業実績報告書</b> (様式第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書類一式になります。</li> <li>・兵庫県が指定する様式に記入してください。</li> <li>・様式はホームページにも掲載予定です。</li> <li>・記載例をよく確認のうえ、記載してください。</li> </ul>
<b>収支決算書</b> (別記)	
<b>留学実績報告書</b> (別紙3)	
<b>経費明細書</b>	
<b>留学先での行程等がわかるもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式不問（次の①～⑤の記載があるもの）</li> <li>・①日付、②留学及びアンバサダー活動内容、③活動場所、④移動手段、⑤宿泊先を全日分記載してください。</li> <li>・ホームページに掲載予定の「現地スケジュール表」をお使いいただいても問題ありません。</li> </ul>
<b>レシート・領収書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各対象経費に係る証拠書類（原本）</li> <li>・領収書等の宛名は、申請者（留学した大学1年生等）本人※である必要があります。</li> <li>・A4より小さいサイズの書類は、指定する様式等に貼付してください。</li> </ul>
<b>飛行機に搭乗したことがわかる書類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搭乗チケットの半券や搭乗証明書等（原本）</li> </ul>
<b>その他の補助金に関する書類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当プロジェクト以外の、他の留学に関する補助金等を受給した場合は、その額と受取りを証明する書類</li> </ul>

※領収書等の宛名及び各経費の支払者（クレジットカード等の名義人含む）は全て補助金申請者（留学した大学1年生等）本人である必要があります。

## 申請フロー図



## 9 選考について

### 選考はどのように行われますか？

申込書に関して、①書類選考を行います。

書類選考を通過した大学1年生等に対して②面接選考（（日本語及び英語等）※プレゼンテーション含む）を行い、当プロジェクトにおいて支援する大学1年生等を決めます。

選考では、留学の目的や現地での活動における意欲・熱意、留学の経験を今後活かす考え方、アンバサダーとして、ひょうごの魅力を発信する意識などに加え、基本的な語学力を確認することとしています。

### 面接選考で配慮が必要な時は申請できますか？

身体等に障害があり、面接選考を受験するにあたり、配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に兵庫県まで相談してください。

## 10 お知らせ・お願い

### （1）申請に必要な書類の入手方法

兵庫県産業労働部国際課のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kokusaikoryu/challengeryugaku.html>



### （2）申請・実績報告の確認

内容について、兵庫県から問い合わせをさせていただく場合があります。その場合は、ご協力をお願いします。

### （3）合格の取消

合格者の申請内容に虚偽がある、または大幅な変更が生じている、その他責務を怠る等、合格者として適当でないと認められた場合、合格を取り消し、既に支給している補助金の返還を求める場合があります。

#### (4) 個人情報の利用

兵庫県が、選考に係る事務・補助金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することをご了承ください。（それ以外の目的では使用しません。）

なお、官公署などの公的機関から、法令に基づき、申請情報の提供を求められた場合、それを提供する場合があります。

#### (5) 写真・動画等の取り扱い

留学前研修会・帰国後報告会等行事で写真・動画を撮影させていただきます。また、留学前及び留学後に留学先での活動内容等に関するインタビュー等の写真・動画を撮影させていただくことがあります。留学中は、活動内容等に関する写真・動画をご自身で撮影し、その写真・動画を兵庫県に提供することにご協力ください。

なお、上記の各行事で撮影した写真・動画、インタビュー等の写真・動画、留学中の活動内容等に関する写真・動画や、個人の留学成果等を兵庫県等が広報の目的で兵庫県のウェブサイトならびに広報物・チラシ・公式 SNS 等に使用することをご了承ください。

また、上記で撮影した写真・動画等を兵庫県がマスメディア機関および関係機関等に対し、提供することをありますのでご理解をよろしくお願いいたします。

なお、広報目的で発信活動をする際、大学生等の氏名・所属大学等もあわせて発信させていただく場合がありますので、ご了承ください。

#### (6) 補助金の返還

補助金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により補助金を受領した場合は、補助金の支給決定を 取り消したうえで、全額返還（加算金付き）していただきます。

兵庫県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年10.95%の割合）が生じます。

(6) お問い合わせ

兵庫県産業労働部国際課交流企画班

開設時間 午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

電話番号 078-362-3026

メール [challenge\\_ryuugaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:challenge_ryuugaku@pref.hyogo.lg.jp)

ご不明な点がございましたら、メールにてお問い合わせください。受信確認したメールに対しては受取の返信メールをお送りしますので、2 開庁日以内に返信メールがない場合は、お問い合わせください。